

『住民と自治』(通巻695号)3月号付録 2021年3月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第218号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: https://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

〇 会計年度任用職員制度の実態調査の結果 團原敬 3



「危機を乗り越え、いのちと暮らしを支える自治体の役割」

第63回自治体学校 in 宇都宮の日程変更

ー7月10日、11日全体会、分科会・講座はリモート(Zoom)で

2月6日、第63回自治体学校 in 宇都宮第3回実行委員会がZoomで開催されました。日程について、コロナウィルス感染防止対策と分科会会場確保が困難なことから、宇都宮での開催は7月10日、11日の全体会のみとし(会場は2日とも県総合文化センター・メインホール)、分科会は後日リモート(Zoom)での開催として準備を進めることにしました。現地分科会、地酒交流会は取りやめることになりました。

ただし、これは最終決定ではなく、3月下旬に開催予定の次回実行委員会で全体会の開催について最終判断をすることになります。

テーマは、コロナ禍や近年の災害多発等の状況の中で、公共の役割、特に自治体

の役割が増していることから「危機を乗り越え、いのちと暮らしを支える自治体の役割」とすることに決まりました。

これに先立ち1月29日に、県弁護士会館で第2回現地実行委員会を開催しました。

栃木県にも緊急事態宣言が発出される中で開催のため、無理のない範囲で出席していただきました。

県内のコロナウィルス感染状況や検査、医療体制の状況などの情報交換を踏まえて、コロナ感染対策を講じながらの開催のあり方、特に会場確保が難しい分科会・講座の開催方法、現地分科会の候補地の選定と実施の可否等について意見交換し、2月6日の実行委員会に報告することとしました。

第63回自治体学校 in 宇都宮全体の流れ(案)

■ 7月10日(土)初日全体会

12:30 オープニング

ジャズ演奏：亀和田國彦カルテット(*)

13:10 開会あいさつ、地元歓迎あいさつ

13:30 記念講演①「『ジェンダー平等』
でいま私たちに求められること」
(仮題) 落合恵子氏

15:10 記念講演②「コロナから見えてきた
日本と地域」(仮題) 内山 節氏

16:40 次回開催地あいさつ(長野研究所)

17:00 閉会

■ 7月11日(日)2日目全体会

9:20 講演③「コロナ禍での地方自治の
課題を考える」(仮題) 岡田知弘氏

10:55 講演④「ウィズ・コロナ 行政の
仕事を考える」(仮題) 講師(未依頼)

12:50 リレートーク

「東日本大震災 10 周年 残された課題は
何か」(仮題)

・報告①(岩手県から)

・報告②(宮城県から)

・報告③(福島県から)

15:20 閉会のことば

■分科会・講座(日程は調整中)

・分科会は10:00~12:00、13:00~15:00

・講座は上記4時間か午前・午後のみ2時間

①全世代型社会保障と介護保険

助言者：芝田英昭(立教大学教授)

②地域医療を守り国保制度を考える

助言者：太田 正(とちぎ地域・自治研
究所理事長、作新学院大学名誉教授)

③コロナ禍から考える子ども・子育て支援

助言者：増山 均(元早稲田大学教授)

④公的施設の縮小統廃合、民営化

助言者：尾林芳匡(弁護士)

⑤水の民営化を考える

助言者：武田かおり(AMネット)

⑥自治体業務のデジタル化と公務労働

助言者：黒田兼一(明治大学教授)

⑦地域循環型経済と地域づくり

助言者：吉田敬一(元駒沢大学教授)

⑧大規模災害と自治体の役割

助言者：井上博夫(岩手大学教授)

⑨講座：地方財政のしくみと2021年度財政

講師：川瀬憲子(静岡大学教授)

⑩地域の公共交通政策を考える

助言者：西村 茂(元金沢大学教授)

⑪種子法改正と持続できる地域農業

助言者：伊藤亮司(新潟大学助教)

⑫講座：デジタル化と地方自治のゆくえ

講師：本多滝夫(龍谷大学教授)

⑬講座：地方自治

講師：岡田知弘(自治体問題研究所理事長)

■亀和田國彦カルテット

亀和田國彦カルテットは、亀和田國彦 as をリーダーとする小編成のジャズバンド(コンボ)です。ジャズコンボの基本的な編成、ピアノトリオ+ワンホーンです。ジャズ本来の味わいを最も良く表現できる編成です。

メンバーは、それぞれが宇都宮から首都圏を中心に活動しています。



会計年度任用職員制度の実態調査の結果

團 原 敬（栃木公務公共一般労働組合執行委員長）

1. 会計年度任用職員制度とは

2016年4月時点で約64万人にもなった地方公務員の臨時・非常勤職員の任用をめぐる、その根拠があいまいになってきた問題を解決するため、2017年に地方公務員法及び地方自治法を改正し2020年4月1日から施行された制度です。地方公務員の一般職非常勤職員の法的根拠を明確にし、一定の要件のもとに期末手当や退職手当等の諸手当の支給を可能した点で意義があります。

しかし、対象職員は公務の重要な担い手になっているにもかかわらず、その待遇は劣悪なままで、「官製ワーキングプア」とも言われる貧困の原因にもなっています。また、その大半を女性職員が占めています。常勤職員との格差は広がり続けており、労

働条件の向上を目指し、さらに抜本的な改正が求められています。

この制度の本質は、「公共サービスの産業化」と結びついた公務業務の縮小・変質にあります。コロナ禍のもと、公務の役割が重要であることが公衆衛生を担う保健所など様々な部署で明らかになっています。

任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則に立ち、業務の実態に応じて常勤職員の任用を適切に行うことが求められています。自治労連は会計年度任用職員制度の濫用がされないよう監視し、労働者の労働条件の向上に全力をあげています。

2. 会計年度任用職員制度の実態調査の結果（アンケート結果）

栃木公務公共一般労働組合は施行された会計年度任用職員制度の県内における実態を把握するために、制度施行から半年後の昨年10月にアンケート調査を行いました。調査票を栃木県及び25市町の県内全自治体に郵送（一部メール）し、11月中に回答をまとめました。

回答は、県及び宇都宮市、小山市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、真岡市、下野市、壬生町、野木町、上三川町、那珂川町、塩谷町の計14自治体から寄せられました。当組合が全自治体を対象に初めて行っ

たアンケート調査でしたが、時期が県知事選、宇都宮市長選とも重なったことで関心も高く、各担当者の協力を得てまとめることができました。

調査項目は、任用形態・福利厚生、賃金・職種別賃金、休暇・休業制度などの分野別に分け、設問総数は79項目に及びました（*別表を参照）。総務省のマニュアル・国の基準を示したうえでの回答のため、比較すると自治体の意向が読みとれます。調査結果を県・市町にお返しするとともに、希望者には資料提供を行っています。

2 ほとんどが短時間勤務

調査結果の全体を通して浮き彫りとなった問題は、会計年度任用職員のほとんどがフルタイム基準である週38時間45分（1日当たり7時間45分）と比べ、週37時間30分（同7時間30分）以下の短時間勤務にされていることです。始業開始が同じでも午後5時終業となった場合は、1日当たり15分間短くなることで短時間勤務とされ、給与・報酬・手当などの処遇で正規労働者と大きな格差が生じます。具体的には退職手当や通勤手当、有給休暇などの面で不利益を受けています。

自治体別に任用をフルタイム・短時間の有無でみると、栃木県と小山市、塩谷町がフルタイムを導入しているものの、職種は学校事務員、保育士など限定的で職員数は極めて少人数です。その一方、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、真岡市、

下野市、上三川町、壬生町、野木町、那珂川町は「フルタイムはなし」と回答しています。フルタイムの占める職員比率は極めて低いのが現状です。

県人口の約25%を占める宇都宮市の場合、市職員は2020年4月1日現在3286人でそのうち2000人が非正規労働者です。公務労働者のうち、かなりの人が短時間職員となっている実態が見えてきます。

下野市の担当者は「フルタイム職員での採用も掲げており、可能性はゼロではないが、実際は短時間のみで仕事を回しているのが現状だ」と言い、ある町の担当者は「総務省の方針を伝えたが、短時間勤務でよいという意見が各職場からあがり、こうなった」と話しました。しかし、これを変えたいという意見は担当者から聞かれませんでした。

3. 大きな矛盾→勤務時間15分の差は待遇を大きく変える

勤務時間で短時間の場合は、週37時間30分が4市町（1日7時間30分）で、その他は現場の時間にあわせるとして週30時間、35時間などの時間を定めています。前記のとおり、短時間の週37時間30分は1日ではフルタイムと15分しか差がありません。いわゆる「15分問題」がここにあります。

自治労連は、改善を求める労働者の声をもとに国に働きかけ、「勤務時間をフルタイム会計年度職員よりも一日当たり15分間短くするなど、わずかに短く設定することは

適切ではない」（2020年1月、総務省・公務員課長通知「会計年度任用職員制度の施行に向けた質疑応答の追加について」）を引き出しました。その結果、総務省の会計年度任用職員制度マニュアルは任用について、フルタイム職員と短時間職員の二通りの運用を求めています。

コロナ禍のもと公務員労働者の重要性は増しています。しかし、現場の任用はそうなっていません。

4. 短時間で働く会計年度任用職員の待遇改善は急務

会計年度任用職員制が導入される一年前、場アンケート」をとりました。正規職員42人、非正規職員58人が回答をよせました。

回答した非正規職員の4割を超える人の時給は当時の県最低賃金(853円)すれすれでした。

ワクチン接種をはじめ、コロナ禍に対応した新しい自治体運営に対応した働き方が求められています。そのためにも公務労働者の処遇改善は喫緊の課題です。

日本自治体労働組合総連合に加盟する栃木公務公共一般労働組合(栃木公務公共)は、県内の自治体や関連職場で働く職員でつくる労働組合です。「憲法を活かし、住民の暮らしと地方自治を守ることと合わせて、各職場での労働条件の向上をめざして活動しています。

■ 別表 調査票の主な調査項目と回答の概要(回答数:14団体)

項目	総務省マニュアル・国非常勤	回答結果 【 】内は自治体数
任用等	フルタイム、短時間の有無	・フルタイムと短時間【4】 ・フルタイムは短期間のみ原則短時間【1】 ・短時間のみ(任用)【8】、
	勤務時間等	・フルタイムは正規職員と同じ週38時間45分(1日7時間45分) ・短時間は週37時間30分時間が多い(1日7時間30分)、週30時間、35時間も
	採用の方法	・ほぼ総務省マニュアルどおり【14】。登録期間3年が1町あり
	再度の任用回数制限など	・制限なし【3】、4回【5】、国と同様2回【6】
基本賃金	再度任用の際の加算(昇給)制度	・2号加算【4】、4号加算【7】、類似職の経験年数により【1】 勤務時間に応じて1~4号【1】、加算号数不明【1】、
	従前の臨時・非常勤職員への経過措置等	・在職(経験)年数を考慮【9】など、何らかの経過措置を設定
	給料表改定の時期	・次年度【8】、条例改正時【4】、不明【2】
諸手当等	期末手当	・正規職員に準じて支給【14】だが、経過措置を設けたり【2】、短時間で報酬に含めているところも【1】
	通勤費(正規と同か)	・正規職員と同様【9】、通勤回数分【1】、日給者勤務日数【6】、フルタイムのみ【1】
	退職手当	・フルタイムは支給すべき ・フルタイムは支給対象、短時間は無

項目	総務省マニュアル・国非常勤	回答結果 【 】内は自治体数	
福利厚生	健康診断	・勤務時間が常勤の3/4時間以上 ・1年以上任用されている ・任期が1年以上予定	・国同様【7】、社会保険加入者【2】、雇用保険加入者【1】、週20時間以上勤務【2】、全職員（勤務時間短いものを除く）【1】、任用期間6ヵ月以上で週20時間以上勤務【1】
	災害補償等	・公務災害補償基金（フル） ・労働者災害補償（事業所等、雇用保険加入者） ・条例による補償（その他）	・公務災害補償基金【8】、労働者災害補償【13】、条例による補償【13】
年次休暇	日数	・勤務日数に応じ10日以内（継続勤務期間に応じて毎年度増やし、最大20日）	・勤務日数に応じ初年度最大10日【11】、12日【1】、20日【1】 ・勤務期間に応じ最大付与日数は20日【9】（記載なし【5】）
	付与の時期	・6月間の継続勤務経過後	・任期初日【13】、国と同様【1】
	2020年度の「継続勤務」の取り扱い		・繰越上限20日、継続勤務扱【11】、 ・消滅時効2年繰越、継続【1】、 ・今後継続扱いとしては是正予定【1】
特別休暇	忌引、産前・産後、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間等		・概ね国と同様
	結婚休暇	5日以内	・国と同様【11】 ・(連続する)7日【3】
	私傷病（病気休暇）	・勤務日数に応じて10日の範囲内(1年度) ・要件:6月以上の任期又は6月以上勤務していること	・ほぼ国と同様【12】 ・勤務日数に応じて4日～20日【1】 ・任期6月以上又は継続勤務48日以上で10日以内【1】
	夏季休暇	・国非常勤、2020年夏から、3日で制度化	・国と同様【8】 ・無（年次休暇に統合、国の年次休暇よりも日数上乘せ）【1】 ・1週間の勤務日数が5日の場合6日、4日の場合5日【1】 ・6日【1】 ・勤務日数により最大3日【3】
	人間ドック	なし	・なし【11】、・職専免【3】
休業（育児休業、育児短時間勤務、部分休業等）、組合休暇、時間外労働の制限、深夜勤務の制限			・国と同様
職種別賃金	略		

【参考】総務省「地方公共団体における会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査」 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000724653.pdf) から

○ 職員数

(1) 臨時・非常勤職員の職員数

- 職員数は69.4万人で、平成28年度調査の64.3万人から5.1万人増加。
- 任用の適正化等により、特別職非常勤職員や臨時的任用職員が大幅に減少する一方で、一般職非常勤職員(R2.4～会計年度任用職員)が大幅に増加。

	R2.4.1	H28.4.1	増減数	増減割合
会計年度任用職員 (H28:一般職非常勤職員)	62.2 万人	16.7 万人	+ 45.5 万人	+ 272.6 %
臨時的任用職員	6.8 万人	26.0 万人	▲19.2 万人	▲73.7 %
特別職非常勤職員	0.4 万人	21.6 万人	▲21.2 万人	▲98.3 %
計	69.4 万人	64.3 万人	+ 5.1 万人	+ 8.0 %

※ 臨時・非常勤職員のうち、「任用期間が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上」の職員数を過去の調査と比較

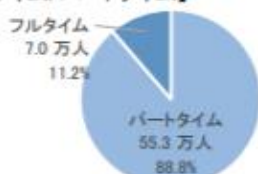
※ H28 調査と比較すると、臨時的任用職員・特別職非常勤職員が会計年度任用職員に移行しているが、非正規職員全体は5.1万人(8.0%)増加している。

○ 会計年度任用職員

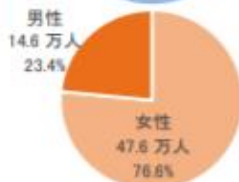
(2) 会計年度任用職員

- 会計年度任用職員の職員数 62.2万人のうち、その約9割がパートタイムとなっている。
- 女性の割合は全体の約8割を占める。
- 団体区別では、市区が36.1万人(58.1%)、都道府県が10.6万人(17.0%)、町村が8.0万人(12.9%)、指定都市が5.8万人(9.4%)となっている。
- 主な職種は、一般事務職員が最も多く18.3万人(29.4%)、技能労務職員が6.2万人(10.0%)、保育所保育士が5.8万人(9.3%)などとなっている。

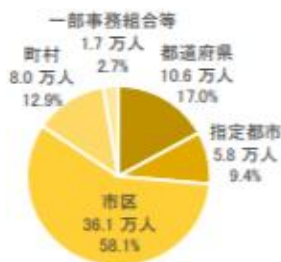
【フルタイム/パートタイム】



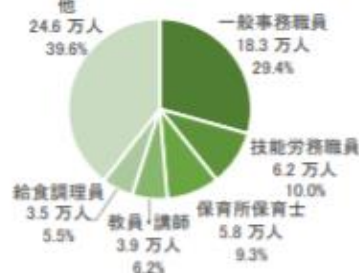
【性別】



【団体区別】



【職種別】



※ 栃木の調査同様にパートタイム(短時間)が大多数を占めている。

○ 短時間勤務

2. パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の設定（1週間当たりの勤務時間が37時間30分以上の職）

【制度趣旨の助言内容】

- 会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要
- 単に財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、フルタイム任用の抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない

- 1週間当たりの勤務時間が37時間30分（フルタイムより1日15分短い）以上の職については、任用団体数は1,144団体、任用件数は66,429件となっている
- 単に財政上の制約を理由として、短い勤務時間を設定している職は見られない

(1) 任用団体数及び任用件数

区分	(単位:件数)	
	任用団体数	任用件数
都道府県	11	440
指定都市	12	2,402
市区	434	43,394
町村	484	15,680
一部事務組合等	203	4,513
合計	1,144	66,429

※ 「任用件数」は職ごとのものであり、例えば1人が2つの職に従事する場合は、合算した勤務時間ではなく各職の勤務時間に基づき回答

(2) 勤務時間設定の考え方

分類	(単位:団体数)	
	団体数	割合
① 業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの	851	74.4%
② 施設の運営時間や窓口の開設時間等を考慮したもの	592	51.7%
③ 職務内容に関するシフトや勤務体制、繁忙時間帯を考慮したもの	519	45.4%
④ 本人の希望や応募状況を考慮したもの	148	12.9%
⑤ 通常期はフルタイム任用だが、夏季休暇などに勤務しない時期があるため、通常ではパートタイムとなるもの	125	10.9%
⑥ 非常勤職員の勤務終了時に、常勤職員による確認・点検等が必要なため、当該確認等の時間を考慮したもの	106	9.3%

※ 該当する職を配置している団体に勤務時間設定の考え方を確認したところ、全ての団体から上記の6つの分類のいずれかに該当するとの回答が得られた。

※ 複数回答であるため各団体数の合計は、任用団体数の合計(1,144団体)と一致しない。

※ 栃木の調査でも問題とした週勤務時間37時間30分（フルタイムより1日15分短い）の短時間勤務は全国で、1144 団体、66,429 件となっている。短時間設定の理由として「業務内容に応じて勤務時間を積み上げた結果によるもの(74.4%)」など、「単に財政上の制約を理由として、短い勤務時間を設定している職は見られない」としているが、人事当局の回答からのみで判断するのは無理があると思われる。因みに、この調査に基づき総務省自治行政局公務員部長の自治体宛での「技術的な助言」会計年度任用職員制度の適正な運用等について（令和2年12月1日付け総公行第196号）では、

5 適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の勤務時間については、その職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、例えば、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定することは適切ではないこと。

なお、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

と指摘している。さらに、この「助言」では、「適切な募集・任用の実地」「適切な給与決定」「適切な休暇等の設定」など常勤職員や（国の非常勤職員）との均衡を失しないように措置することも求めている。会計年度任用職員制度が非正規職員を固定化、増大する制度とならないようにするとともに常勤職員との格差を是正していくことは急務である。